

減免・軽減制度のお知らせ

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

市では、一定の要件を満たすかたを対象に、市税の非課税・減免制度、国民健康保険料、介護保険料などの減額制度や、負担を軽減する制度を設けています。主に経済的理由のあるかた・高齢のかた・障がいのあるかたを対象にした「減免・軽減制度」の概要についてお知らせします。

制度を受けていただくには、それぞれ申請書や必要書類等を提出(提示)していただく必要があります。納期限より遅れて申請されますと、過ぎた納期分については減免できないなど、制度ごとに取り扱いが異なります。下記は概要となりますので、詳しくは、各担当課(係)までお問い合わせください。

主な施設使用料等の減額・免除

保健センター

問い合わせ ☎31-1586

【使用料・手数料免除】
■概要 ①保健センターが実施する胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・かく痰細胞診検査・大腸がん検診にかかる自己負担金を全額免除②保健センターでの診断書・証明書発行手数料を全額免除
■対象 70歳以上のかた、市民税が非課税世帯のかた、または「生活保護法」の規定による保護を受けているかた等

■申請 印鑑を持参の上、「保健センター」使用料免除申請書を保健センターへ提出

歯科センター

問い合わせ ☎31-0658

【手数料免除】
■概要 診断書・証明書発行手数料を全額免除
■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた
■申請 印鑑を持参の上、「歯科センター」使用料等免除申請書を歯科センターへ提出

芦屋病院

問い合わせ ☎31-2156

【手数料免除】
■概要 診断書・証明書発行手数料を全額免除
■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた
■申請 印鑑を持参の上、「使用料等免除申請書」を受付窓口へ提出

【駐車場料金免除】
■概要 駐車場料金の免除
■対象 障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人
■申請 当該手帳を受付窓口へ提示

休日応急診療所

問い合わせ ☎21-2782

【手数料免除】
■概要 診断書・証明書発行手数料を全額免除
■対象 「生活保護法」の規定による医療扶助を受けているかた
■申請 印鑑を持参の上、「休日応急診療所使用料等免除申請書」を休日応急診療所へ提出

その他の公共施設

自転車駐車場

【定期使用料減額】
■概要 ①②定期使用料の半額を減額③定期使用料の3割を減額
■対象 ①生活保護世帯のかた②障がい者手帳の交付を受けているかた③学生のかた

■申請 各自転車駐車場へ提示
■問い合わせ

J R 芦屋駅北	☎31-2988
J R 芦屋駅南	☎32-5569
阪神 打出駅	☎23-6570
阪神 芦屋駅南	☎31-7343
阪神 芦屋駅西	☎22-4137
阪急芦屋川駅北	☎22-1495
阪急芦屋川駅南	☎38-3666

あしや温泉

問い合わせ ☎32-0204

【市民の入浴料減額】
■概要 ①380円を260円に減額②130円を80円に減額③60円を40円に減額
■対象 市内在住の①65歳以上のかたまたは12歳以上の障がい者手帳の交付を受けているかた②6歳以上12歳未満の障がい者手帳の交付を受けているかた③6歳未満の障がい者手帳の交付を受けているかた

社会教育関係施設

施設名	減額・免除等の概要
美術博物館 ☎38-5432 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852	<p>■概要 観覧料金の半額減免</p> <p>■対象 ①65歳以上のかた ②障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人</p> <p>■申請 ①年齢を確認できるもの(運転免許証等) ②当該手帳をそれぞれ施設の窓口へ提示</p> <p>■開館時間 午前10時～午後5時</p> <p>■休館 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌火曜日休館)</p>
海浜公園水泳プール ☎22-8861	<p>■概要 温水プール使用料を半額減免</p> <p>■対象 ①市内在住の65歳以上のかた ②市内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けているかたおよび前述の手帳に第一種の記載があるかたの介護者1人 ③市内在住で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人</p> <p>■申請 ①住所と年齢を確認できるもの(運転免許証等) ②③当該手帳等を窓口へ提示</p> <p>■開館時間 <平日・土曜>午前10時～午後9時 <日曜・祝日>午前9時～午後6時</p> <p>■休館 月曜日(月曜日が祝日の場合は開館)・年末年始</p>
公共施設利用者の駐車場使用料(共通)	<p>■概要 駐車場使用料を全額免除</p> <p>■対象 ①障がい者手帳の交付を受けているかたが運転する自動車 ②これらのかたの介護者が運転する自動車</p> <p>■申請 当該手帳を提示</p>

※障がい者手帳とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳です。